

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 江崎 匡 慶

**佐賀県人事委員会規則第14号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
本庁	略	本庁	略
知事部局（出納局を含む。）	部長 局長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 企業立地統括監 会計管理者 副部長 副局長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 SSP総括監 スポーツ総括監 脱炭素社会推進総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 出納局長 課長 室長 センター長 政策企画監 さがデザインディレクター 推進監 リーダー 企業立地推進監 家畜防疫対策企画監 参事 技術監 副課長 副室長 副センター長 秘書担当の企画主幹、主幹及び係長（秘書課） 法制担当の企画主幹、主幹及び	知事部局（ <u>山博・緑化フェア事務局及び出納局を含む。</u> 以下同じ。）	部長 局長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 企業立地統括監 <u>事務局長</u> 会計管理者 副部長 副局長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 SSP総括監 スポーツ総括監 脱炭素社会推進総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 <u>農業政策総括監</u> 出納局長 課長 室長 センター長 政策企画監 さがデザインディレクター 推進監 リーダー 企業立地推進監 家畜防疫対策企画監 参事 技術監 副課長 副室長 副センター長 秘書担当の企画主幹、主幹及び係長（秘書課） 法

改正前			改正後		
		係長(法務私学課) 人事、給与、 サービス、職員団体又は厚生福利担 当の企画主幹、主幹及び係長(人 事課) 人事、給与若しくはサービス 担当(企画に関する事務の担当 に限る。)又は職員団体担当の主 任主査、主査及び主事(人事課)			制担当の企画主幹、主幹及び係 長(法務私学課) 人事、給与、 サービス、職員団体又は厚生福利担 当の企画主幹、主幹及び係長(人 事課) 人事、給与若しくはサービス 担当(企画に関する事務の担当 に限る。)又は職員団体担当の主 任主査、主査及び主事(人事課)
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育危機管 理・広報総括監 課長 推進監 室長 教育企画監 参事 技 術監 副課長 副室長 人事主 幹 人事又は給与担当の企画主 幹、主幹及び係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、 働き方改革推進、法規、給与又は 健康管理担当の企画主幹、主幹 及び係長(教職員課) 人事、給 与若しくはサービス担当(企画に関 する事務の担当に限る。)又は職 員団体担当の管理主事、主任主 査、主査及び主事(教職員課)		教育委員会事務局	理事 副教育長 教育危機管 理・広報総括監 課長 <u>政策企 画監</u> 推進監 室長 教育企画 監 参事 技術監 副課長 副 室長 人事主幹 人事又は給与 担当の企画主幹、主幹及び係長 (教育総務課) 県立学校人事、 小中学校人事、働き方改革推進、 法規、給与又は健康管理担当の 企画主幹、主幹及び係長(教職員 課) 人事、給与若しくはサービス担 当(企画に関する事務の担当に 限る。)又は職員団体担当の管理 主事、主任主査、主査及び主事 (教職員課)
	略			略	
現地機関	略		現地機関	略	
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 <u>企画経営課長</u>		保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 <u>保健医療企画課長</u>

改正前		改正後	
	略		略
備考		備考	
<p>1 本庁の知事部局（<u>出納局を含む。</u>）及び教育委員会事務局の項中にある「参事」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長、センター長又は室長（以下「課長等」という。）を直接補佐する参事並びに知事部局（<u>出納局を含む。</u>）において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する参事、人事課において職員団体を担当する参事及び教職員課において人事、服務又は職員団体を担当する参事をいう。</p> <p>2 本庁の知事部局（<u>出納局を含む。</u>）及び教育委員会事務局の項中にある「技術監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する技術監及び知事部局（<u>出納局を含む。</u>）において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する技術監をいう。</p> <p>3 本庁の知事部局（<u>出納局を含む。</u>）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長を直接補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。</p> <p>4 本庁の知事部局（<u>出納局を含む。</u>）及び教育委員会事務局の項中に規定する「副室長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について室長を直接補佐する副室長及び人材育成・行政マネジメント室副室長をいう。</p>		<p>1 本庁の知事部局及び教育委員会事務局の項中にある「参事」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長、センター長又は室長（以下「課長等」という。）を直接補佐する参事並びに知事部局において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する参事、人事課において職員団体を担当する参事及び教職員課において人事、服務又は職員団体を担当する参事をいう。</p> <p>2 本庁の知事部局及び教育委員会事務局の項中にある「技術監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する技術監及び知事部局において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する技術監をいう。</p> <p>3 本庁の知事部局、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長（<u>山博・緑化フェア事務局にあつては政策企画監</u>）を直接補佐する副課長並びに知事部局（<u>山博・緑化フェア事務局及び出納局を除く。</u>）の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。</p> <p>4 本庁の知事部局及び教育委員会事務局の項中に規定する「副室長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について室長を直接補佐する副室長及び人材育成・行政マネジメント室副室長をいう。</p>	

改正前	改正後
<p>5 本庁の知事部局（<u>出納局を含む。</u>）の項中に規定する「副センター長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてセンター長を直接補佐する副センター長をいう。</p> <p>6 略</p> <p>7 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「<u>企画経営課長</u>」、「ウイルス課長」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてそれぞれ現地機関の長を直接補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、<u>企画経営課長</u>、ウイルス課長、課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。</p>	<p>5 本庁の知事部局の項中に規定する「副センター長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてセンター長を直接補佐する副センター長をいう。</p> <p>6 略</p> <p>7 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「<u>保健医療企画課長</u>」、「ウイルス課長」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてそれぞれ現地機関の長を直接補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、<u>保健医療企画課長</u>、ウイルス課長、課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。